

(郡山市総合学習センター条例の一部改正)

第55条 郡山市総合学習センター条例(平成17年郡山市条例第81号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
(使用時間)													
第3条の2 学習センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。 ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。													
別表第1(第7条関係) 郡山市安積総合学習センターの使用料							別表第1(第7条関係) 郡山市安積総合学習センターの使用料						
1 会議室等の使用料							1 会議室等の使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円	特別会議室	1,700円	2,400円	3,100円	3,700円	5,000円	6,100円
第1会議室	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円	第1会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
第2会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円	第2会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
第3会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円	第3会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
調理実習室	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円	調理実習室	2,000円	2,900円	3,600円	4,500円	5,900円	7,200円
工芸実習室	2,800円	2,800円	2,800円	5,600円	5,600円	8,400円	工芸実習室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
音楽室	4,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円	12,000円	音楽室	2,300円	3,200円	4,100円	5,000円	6,600円	8,100円
和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円	和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
茶室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円	茶室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
集会室	7,200円	7,200円	7,200円	14,400円	14,400円	21,600円	集会室	3,700円	5,300円	6,800円	8,100円	10,900円	13,200円
軽運動室	3,500円	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	10,500円							
備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							備考 冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。						

2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 軽運動室及びトレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
軽運動室	1人1回2時間	200円
トレーニング室	1人1回2時間	200円

備考

1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内での2時間の使用をいう。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 軽運動室の使用料

(1) 貸切使用料

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
1,800円	2,600円	3,200円	4,000円	5,300円
				6,400円

3 体育館の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		中学生						
		小学生	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
		その他	9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
		高校	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
		小学生						

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 個人使用料

1回2時間につき150円

3 トレーニング室の使用料

1回2時間につき150円

4 体育館の使用料

(1) 全館貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
			使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	児童	1,000円	1,000円	800円
等								
生徒	1,000円	1,000円			800円	1,100円	1,100円	5,000円
等								
一般	2,200円	2,200円			1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
その他	16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円		
使用者が行入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	児童	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		等						
		生徒	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		等						
一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円		

る 場 合	中 学 生 以 下	3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円
	その他(興行等)	109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

る 場 と し な い 場 合	目的に使用する場合						
	その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
	興行を目的とする場合	80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

- 1 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 2 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、全館貸切使用料の100分の20の額を加算する。

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの時間帯区分の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア 体育館

使用区分	単位	使用料
体育館	2分の1面	別表第1中3(1)貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

イ 体育館ステージ

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	ステージ	全面	1,000円	600円	3,800円
			4,300円	2,900円	17,300円
その他					

備考

(2) 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館フロア	2分の1面	1回につき全館貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。)	1日につき全館貸切使用料のF欄の2分の1の額
	ステージ	全面	1回につき400円	1日につき2,000円
その他	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後

1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中3（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表1中3（1）貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。

3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育館	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 テニスコート使用料

1面1時間につき400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
サウナ	1人1時間	400円	シャワーを含む。
シャワー	1人1使用	300円	
ピアノ	1式1回	500円	

(4) 電気使用料

使用区分	使用料
全館	1時間につき1,600円
体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき800円
体育館フロア	1時間につき700円
ステージ	1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 テニスコート使用料

1面1時間につき200円

6 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
サウナ	温水シャワーを含む。	1人1時間	300円
温水シャワー		1人1時間	150円
ピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
フロアシート		10平方メートル1日	10円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

- 会議室等の使用料

備考

- この表において「1回」とあるのは、体育館以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育館の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。
- フロアシートは、アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

- 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円
会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
第1和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
第2和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
集会室	4,300円	4,300円	4,300円	8,600円	8,600円	12,900円
調理実習室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 トレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
トレーニング室	1人1回2時間	200円

備考

- 1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円
会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
第1和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第2和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
集会室	2,100円	3,100円	4,100円	4,700円	6,500円	7,800円
調理実習室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

での2時間の使用をいう。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生・学生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		中学生以下	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
		その他	3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生・学生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		中学生以下	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
		その他（興行等）	45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこ

2 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又

れらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 (略)

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育室	2分の1面	別表第2中3(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

備考

は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育室の2分の1面	1回につき、貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。)の2分の1の額

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中3（1）貸切使用料の表の備考第3項及び第4項の規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

	使用区分	単位	使用料
体育室	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 トレーニング室の使用料

4 設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	1人1使用	300円
(略)		

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9

1回2時間につき100円

4 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		1人1時間	150円
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、体育室以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育室の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9

時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

1 会議室の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
第2会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

1 会議室の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第2会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室の使用料の100分の20の額を加算する。

る時間を含むものとする。

2 体育ホールの使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が 入場料を 徴さない 場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		中学生	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
		以下						
		その他	3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が 入場料を 徴する 場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		中学生	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
		以下						
		その他（興行等）	45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

2 体育ホールの使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 (略)
- 6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育ホール	2分の1面	別表第3中2(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

- 1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育ホールの2分の1面	1回につき、貸切使用料の2分の1の額（F欄のF欄の2分の1の額を除く。）
		1日につき、貸切使用料の2分の1の額

備考

- 1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第3中2（1）貸切使用料の表の備考第3項から第4項までの規定を準用する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育ホール	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 (略)

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			

プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

備考

- この表において「1回」とあるのは、会議室の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育ホールの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育ホールの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。